



- 一、患者負担の軽減に関する請願(第一七四九号)
- 一、だれもが安心できる年金制度への拡充に関する請願(第一七五〇号)
- 一、公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第一七五一号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七五二号)
- 一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上(QOL)に関する請願(第一七五六号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七五七号)(第一七五八号)
- 一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上(QOL)に関する請願(第一七五九号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七六〇号)(第一七五八号)
- 一、失業対策と季節労働者対策の拡充に関する請願(第一七六三号)(第一七六四号)
- 一、公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第一七六六号)
- 一、失業対策と季節労働者対策の拡充に関する請願(第一七六七号)
- 一、年金・医療・介護等の制度改革に関する請願(第一七六八号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七六九号)
- 一、年金制度の改悪に対する請願(第一七七八号)
- 一、公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第一七八四号)
- 一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上(QOL)に関する請願(第一七八五号)
- 一、国民の安心と経済活性化のための社会保障の拡充に関する請願(第一七八八号)
- 一、臓器移植の普及に関する請願(第一七八九号)
- 一、年金制度の改悪中止に関する請願(第一七九二号)
- 一、業者青年の地位向上のための休業時の生活費保障制度の創設に関する請願(第一七九三号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七九四号)

- 一、マッサージ診療報酬の適正な引上げに関する請願(第一七九五号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七九九号)(第一八〇〇号)
- 第一七〇三号 平成十六年三月二十六日受理
- 公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
- 請願者 千葉県東金市砂古瀬五一二 中川原キミ子 外五十九名
- 紹介議員 田 英夫君
- この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。
- 第一七〇四号 平成十六年三月二十六日受理
- 公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
- 請願者 名古屋市港区九番町四ノ一〇 大島孝親 外四名
- 紹介議員 佐藤 泰介君
- この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。
- 第一七〇九号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 德島県板野郡藍住町富吉字豊吉一四一 吉平良子 外千十五名
- 紹介議員 高橋紀世子君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一〇号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 山形県鶴岡市朝陽町一八ノ一 城井達夫 外千三百二十二名
- 紹介議員 渡辺 孝男君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一一号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 福島県双葉郡富岡町大字上郡山字清水四 横田淳一 外六百四十二名
- 紹介議員 岩城 光英君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一六号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 静岡県小笠郡菊川町西方三、六九三ノ三 沢崎さき 外二千八百八十八名
- 紹介議員 棚葉賀津也君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一七号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 香川県仲多度郡多度津町堀江一ノ三ノ六 塩田明文 外二千五百十九名
- 紹介議員 山内 俊夫君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

- 敬司 外千百九十二名
- 紹介議員 黒岩 宇洋君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一三号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 大阪府吹田市津雲台六ノ二六ノ一 西田隆夫 外五千六百二十四名
- 紹介議員 西川きよし君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一四号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 鳥取県西伯郡中山町田中八二二ノ一 北村豊 外千八百七十三名
- 紹介議員 田村耕太郎君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一五号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 福井県大飯郡高浜町事代一ノ三四 須田千秋 外五千五百五十七名
- 紹介議員 清水嘉与子君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一六号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 静岡県小笠郡菊川町西方三、六九三ノ三 沢崎さき 外二千八百八十八名
- 紹介議員 棚葉賀津也君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一七号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 香川県仲多度郡多度津町堀江一ノ三ノ六 塩田明文 外二千五百十九名
- 紹介議員 山内 俊夫君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

- 第一七一八号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 新潟県上越市住吉町三ノ九 高橋号
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七〇七号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 紹介議員 斎藤 十朗君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七〇八号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 紹介議員 谷 博之君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七〇九号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 木村行雄 外四千名
- 紹介議員 谷 博之君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一〇号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 吉沢登喜子 外千九百九十九名
- 紹介議員 佐藤 泰介君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一一年 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 城井達夫 外千三百二十二名
- 紹介議員 渡辺 孝男君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一二号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 清水四 横田淳一 外六百四十二名
- 紹介議員 岩城 光英君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一三号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 福井県大飯郡高浜町事代一ノ六一
- 紹介議員 岩城 光英君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
- 第一七一四号 平成十六年三月二十六日受理
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
- 請願者 山田久良 外五千五百六十四名
- 紹介議員 南野知恵子君
- この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 和歌山市今福四ノ一ノ四 坪井真澄 外二千六十八名	紹介議員 世耕 弘成君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七一九号 平成十六年三月二十六日受理 請願者 栃木市野中町七〇九ノ三 猿山トヨ 外三千九百九十九名	紹介議員 築瀬 進君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 高知県中村市上小姓町四一 西沢健一郎 外九百九十九名	紹介議員 森下 博之君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二〇号 平成十六年三月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 和歌山県有田市筭島三七六 松本カヅエ 外二千五百七十名	紹介議員 鶴保 康介君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 鶴保 康介君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 田浦 直君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二一號 平成十六年三月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 三重県伊勢市竹ヶ鼻町一〇四ノ五 中西勝子 外二千名	紹介議員 和歌山県有田市筭島三七六 松本カヅエ 外二千五百七十名	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 高橋 千秋君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 田浦 直君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二二号 平成十六年三月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 三重県伊勢市竹ヶ鼻町一〇四ノ五 中西勝子 外二千名	紹介議員 鶴保 康介君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 高橋 千秋君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 田浦 直君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二三号 平成十六年三月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 東京都中野区白鷺一ノ一三ノ四ノ一 中原 爽君 外一千九百九十九名	紹介議員 鶴保 康介君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 鶴保 康介君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 河本 英典君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二四号 平成十六年三月二十九日受理 公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願 請願者 新潟県長岡市宮内二ノ五ノ四二 黒松フジ子 外四千三十一名	紹介議員 北岡 秀二君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 河本 英典君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二五号 平成十六年三月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 長崎市平間町一六〇七五 北川修 外二千七百八十一名	紹介議員 田浦 直君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 田浦 直君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 中島 真人君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二六号 平成十六年三月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 愛知県安城市住吉町二ノ五ノ七 稻垣慶子 外六千四百八十六名	紹介議員 鈴木 政二君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 鈴木 政二君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 田浦 直君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二七号 平成十六年三月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 滋賀県東浅井郡虎姫町三川一、四 百四名	紹介議員 鈴木 政二君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 鈴木 政二君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二八号 平成十六年三月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 徳島市八万町下福万八八ノ一 土 石丸昌衛 外六千四百八十名	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七二九号 平成十六年三月二十九日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 岐阜県益田郡小坂町一、六〇六 山下八洲夫君	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七三〇号 平成十六年三月二十九日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 石丸昌衛 外六千四百八十名	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七三一号 平成十六年三月二十九日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 井上 美代君 外九百三十三名	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七三二号 平成十六年三月二十九日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 中原 爽君 外一千九百九十九名	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七三三号 平成十六年三月二十九日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 井上 美代君 外一千九百三十三名	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七三四号 平成十六年三月二十九日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 東京都立川市錦町一ノ五ノ三三 ノ二〇二 森照三 外一千九百九十九名	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七三四五号 平成十六年三月二十九日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 千葉県君津市貞元四〇六 三沢竹次 外五名	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。
第一七三四六号 平成十六年三月二十九日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 山形県東田川郡三川町字三本木六 今野三郎 外二千五百四十七	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

(QOJ) に関する請願

請願者 山形市小白川町三ノ一一ノ一六

黒田邦男 外四百九名

紹介議員 岸 宏一君

この請願の趣旨は、第一〇七四号と同じである。

第一七四七号 平成十六年三月二十九日受理

年金改悪反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区西神奈川三ノ一八

ノ一 鈴木泰治 外一万千五十一

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一七四八号 平成十六年三月二十九日受理

国 の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相模大野六ノ二

ノ九 中里龍夫 外三百四十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一七四九号 平成十六年三月二十九日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 神奈川県相模原市文京二ノ二三ノ一

一〇 佐藤れい子 外千三百六名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一七五〇号 平成十六年三月二十九日受理

だれもが安心できる年金制度への拡充に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市矢畑四一 田中

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一七五一号 平成十六年三月二十九日受理

公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 愛浩 外千九十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一七五二号 平成十六年三月二十九日受理

公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 横浜市神奈川区西神奈川三ノ一八

紹介議員 畑野 君枝君

(QOJ) に関する請願

請願者 岩手県北上市黒岩一七ノ五五 小

黒田邦男 外四百九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第一七五四号 平成十六年三月二十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡県掛川市城西一ノ七ノ三 西

村隆之 外二千七百六十四名

紹介議員 山下 善彦君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七五五号 平成十六年三月二十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本県下益城郡城南町舞原八二六

民長和子 外四千七百五名

紹介議員 三浦 一水君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七五六号 平成十六年三月二十九日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大分県玖珠郡九重町大字右田三、

○五八ノ六 日隈博 外五千七百

七十名

紹介議員 後藤 博子君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七五六号 平成十六年三月三十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 滋賀県守山市小島町一、一八一ノ

一 杉田秀明 外三千四百八十八

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七五七号 平成十六年三月三十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山口県下関市形山みどり町一四ノ

二七 加藤信雄 外四千名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七五八号 平成十六年三月三十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県沼隈郡沼隈町大字常石一、

一八八 西嶋迪子 外四千八十九

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七五九号 平成十六年三月三十日受理

公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡若美町払戸字渡部

五七 今泉時男 外三千二百二十

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七六〇号 平成十六年三月三十日受理

公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 河合秀夫 外八名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第一七六一號 平成十六年三月三十日受理

年金・医療・介護等の制度改革に関する請願

請願者 富山県小矢部市観音町三ノ一二

水高澄枝 外千三百十三名

紹介議員 広野ただし君

本格的な少子高齢社会を迎える、将来にわたり國

紹介議員 野上浩太郎君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七六六号 平成十六年三月三十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡妙義町大字諸戸一

二ノ一 田村綾子 外四千三十七

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七六七号 平成十六年三月三十日受理

失業対策と季節労働者対策の拡充に関する請願

請願者 北海道芦別市常磐町五二三ノ二

北野春夫 外五千二百七十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六九五号と同じである。

第一七六八号 平成十六年三月三十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 神戸市北区花山台一八ノ三二一

安達智紹 外三名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第一七六九号 平成十六年三月三十日受理

公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市八幡町七七ノ一

河合秀夫 外八名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第一七七〇号 平成十六年三月三十日受理

年金改悪反対に関する請願

請願者 富山県米田すずかけ台二ノ六ノ二

八 菊田一雄 外千七百九十四名

紹介議員 広野ただし君

この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

民が安心して暮らせる活力ある社会を築くために、長期的に安定した社会保障制度を構築することが急務である。取り分け、平成十六年度に予定されている年金制度改革及び税制改革に当たっては、国民的合意の下に具体案をまとめるほか、医療制度の抜本的改革や、介護保険制度の改革等に向けた課題が山積している。

ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、平成十六年度に予定されている公的年金制度の改革に向けて、前回改正法附則で規定されている基礎年金の国庫負担二分の一への引上げを実現すること。

二、高齢者にとって生活の根幹である現行年金給付水準を維持すること。

三、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられる中で、六十歳代前半の雇用（再雇用）の確保について、特段に配意すること。

四、公的年金の物価スライドによる年金額の改定について、消費者物価が下落したことに対し実施した平成十二年度、十三年度、十四年度の特例措置による凍結分の遡及は絶対に行わないこと。

五、医療制度の抜本改革に当たっては、医療保険制度の一元化や新しい高齢者医療制度の創設等が予定されているが、高齢者の保険料負担や患者一部負担金等については、慎重に配慮すること。

六、介護保険制度については、介護事業者の経営実態や利用者のニーズ等を踏まえ、要介護者が必要なときに必要なサービスが受けられるよう引き続き改善すること。

第一七七二号 平成十六年三月三十日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南町大字川南一  
三六七五ノ一四 押川武夫 外  
三千四百四十九名

紹介議員 福島 瑞穂君  
この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七八二号 平成十六年三月三十一日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 北海道三笠市唐松栄町三ノ一八七  
高田道子 外七千二百七名

紹介議員 伊達忠一君  
この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七八三号 平成十六年三月三十一日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 鳥取県倉吉市小田一三三ノ二 山本正子 外千八百七十二名

紹介議員 常田 享許君  
この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七八四号 平成十六年三月三十一日受理  
公的年金制度の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願  
請願者 東京都杉並区和田二ノ四〇ノ二 鈴木茂 外百三名

紹介議員 福島 瑞穂君  
この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第一七八五号 平成十六年三月三十一日受理  
パークソン病患者・家族の療養生活の質向上（QOL）に関する請願  
請願者 千葉県我孫子市都四ノ一 松嶋勲  
紹介議員 広中和歌子君  
この請願の趣旨は、第一六七四号と同じである。

第一七八六号 平成十六年三月三十一日受理  
パークソン病患者・家族の療養生活の質向上（QOL）に関する請願  
請願者 熊本市昭和町一五ノ九 上村清春  
紹介議員 本田 良一君  
この請願の趣旨は、第一〇七四号と同じである。

第一七八七号 平成十六年三月三十一日受理  
年金改悪反対に関する請願  
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町一ノ二五ノ一三ノ二〇一 吉江美香 外九名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一七八八号 平成十六年三月三十一日受理  
国民の安心と経済活性化のための社会保障の拡充に関する請願  
請願者 東京都杉並区成田東一ノ一ノ一 中村時雄 外五十六名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第一七八九号 平成十六年三月三十一日受理  
臓器移植の普及に関する請願  
請願者 岡山市可知二ノ六ノ四ノ二〇一 松本麗子 外千九百五十一名

紹介議員 井笠 勝之君  
この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一七九〇号 平成十六年三月三十一日受理  
年金制度の改悪中止に関する請願  
請願者 東京都品川区八潮五ノ一二ノ六九  
紹介議員 日笠 勝之君  
この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一七九一号 平成十六年三月三十一日受理  
年金制度の改悪中止に関する請願  
請願者 東京都八王子市子安町二ノ二九ノ五 杉本藤男 外九十七名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一七九二号 平成十六年三月三十一日受理  
年金制度の改悪中止に関する請願  
請願者 東京都品川区八潮五ノ一二ノ六九  
紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一七九三号 平成十六年三月三十一日受理  
業者青年の地位向上のための休業時の生活費保障制度の創設に関する請願  
請願者 東京都八王子市子安町二ノ二九ノ五 杉本藤男 外九十七名

紹介議員 井上 美代君  
この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一七九四号 平成十六年三月三十一日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 東京都昭島市昭和町五ノ一〇ノ一 関口貞夫 外千九百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第一一六〇号と同じである。

第一七九五号 平成十六年三月三十一日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 東京都昭島市昭和町五ノ一〇ノ一 関口貞夫 外千九百九十九名

紹介議員 藤井 基之君  
この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。

第一七九六号 平成十六年四月一日受理  
マッサージ診療報酬の適正な引上げに関する請願  
請願者 熊本市昭和町一五ノ九 上村清春  
外四百四十三名

紹介議員 本田 良一君  
この請願の趣旨は、第一〇七四号と同じである。

又も先送りしようとしている。年金保険料の大幅引上げ・給付額の大幅引下げが行われれば、年金制度の空洞化は更に拡大し、国民の信頼を失うことは明らかである。二〇〇一年八月に国連社会規約委員会は日本政府に対して、「年金制度に最低年金額を導入すること」「男女格差の改善」など二〇〇六年実施を求めて勧告を行っている。このことこそ政府が早急に取り組むべきである。取り分け、低額・無年金者をなくすために最低保障年金制度を創設し、だれもが安心できる年金制度を確立させることは緊急の課題であり、国民生活を守り消費を拡大し、地域経済や日本経済を立て直す道もある。消費税の増税ではなく、無駄な税率の使い方を改め、国庫負担を増額し年金制度を始めとする社会保障制度の拡充を求める。

ついては次の事項について実現を図らなければならない。この請願の趣旨は、第一六七一号と同じである。



第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療用具等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療用具等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

ロ 基礎的研究（イに掲げるものを除く。）を他に委託して行い、その成果を普及すること。

ハ 試験研究を政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。二において同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（ロに掲げるものを除く。）。

二 政府等以外の者に対し、試験研究を国、試験研究機関又は試験研究に関する業務を行なう独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

ホ 海外から研究者を招へいすること。

ヘ 情報を収集し、整理し、及び提供すること。

ト 調査すること。

二 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究に關し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと（厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第二号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を

除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条

第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人医

薬基盤研究所の事業年度」と読み替えるものとする。（試験研究実施者等の納付金）

第十七条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第二号の助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具に関する試験研究を行なった者又はその承継人（以下の条において「試験研究実施者等」という。）から、当該希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てるための納付金として徴収することができる。

第四章 財務及び会計

（区分経理）

第十八条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

（主務大臣等）

第十九条 研究所は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相

当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手続その他積立金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十二条、第十三条及び第十六条の規定（定 平成十七年四月一日）

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六号）の公布の日のいづれか遅い日

（職員の引継ぎ等）

第二条 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の職員となるものとする。

員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）  
第二十二条 研究所の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 附則

百二十号) 第八十二条第二項の規定の適用については、研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により厚生労働省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により研究所の職員となつた者であつて、研究所の成立の日の前日に

おいて厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置)

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。)がすることができる。

3 研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員(同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が研究所の成立の日ににおいて役職員となる場合であつて、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかつた場合には、当該役職員は、研究所の成立の日の前日に退職(国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したものとみなす。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第六条 研究所の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員(同法第二条第一号に規定する職員をいう。以下この条において同に相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 研究所は、研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた在職期間を研究所の職員となつた者のうち研究所の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであつて、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退

立の日において研究所の役員又は職員(職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第二十二条の規定にかかるらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合にあっては、その認めた日)までに申出をしたときは、同日以後引き続ぐ当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)がすることができる。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

(国の権利義務の承継等)

第八条 研究所の成立の際、第十五条第一号イに掲げる業務及びこれに附帯する業務に關し、現に國が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第九条 前条第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(国有財産の無償使用)

第十条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されてい

る国有財産であつて政令で定めるものを、政令



があつたものとされた金額並びに附則第十三条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額のうち第十五条第一項第五号及び同条第二項に掲げる業務（以下「審査等業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものの合計額とする。

第十五条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

### 三及び四 削除

第十五条第一項第五号ハ中「第三号へ及びこの号」を削り、「掲げる業務」の下に「及び厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するもの」を加える。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

### 第二十七条及び第二十八条 削除

第二十九条第一項第三号を次のように改める。

第二十九条第一項第四号及び第五号を削る。

第三十一条第一項中「第二十九条第一項第四号及び第五号」を「第二十九条第一項第三号」に改め、「それぞれの」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

附則第十五条第五項及び第十七条第三項中「第三十一条第六項及び第七項」を「第三十一條第四項及び第五項」に改める。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

### 第十八条及び第十九条 削除

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第七十六条」を「第七十六条の二」に改める。

附則第七十六条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人医療基盤研究所法の一部改正）  
第七十六条の二 独立行政法人医療基盤研究所法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

### 第二十二条 削除

附則第六条第一項中「國家公務員共済組合法」の下に「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を加え、「第二十二条の規定にかわらず同法の規定の適用については」を削る。



平成十六年四月十六日印刷

平成十六年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者  
国立印刷局

P